

【諮問第121号】

16川公審第7号  
平成16年6月28日

川崎市長 阿部孝夫 様

川崎市公文書公開審査会  
会長 安富 潔

公文書開示請求に対する部分開示処分に関する異議申し立て  
について（答申）

平成14年8月2日付け14川建管第333号で諮問のありました公文書開示請求  
に対する部分開示処分に関する異議申し立ての件について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

用途廃止同意書の非開示部分のうち、押捺されている印影を除き開示すべきである。

## 2 異議申立ての趣旨及び経緯

異議申立人は、平成14年5月13日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対し、「特定地の水路敷地売払い申請書」の閲覧及び写しの交付請求（以下「本件請求」という。）を行った。

実施機関は、平成14年5月24日付けで、本件請求の対象公文書中の申請人代表者印の印影部分、売払い金額部分及び水路の用途廃止同意書中の同意者表示部分については条例第8条第2号及び第4号の情報に該当するものとして、それらを除いた部分について開示する処分を行った。

異議申立人は、平成14年7月24日付けで本件部分開示処分のうち、用途廃止同意書中の同意者表示部分を不開示としたことについて、開示することによる同意者の正当な利益を害するおそれはなく、また、不開示の事業情報にも該当しないとして、当該用途廃止同意書に関する部分開示処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めて異議申立てを行った（当審査会諮問第121号事件）。

## 3 異議申立人の主張要旨

平成14年11月1日付け意見書によれば、異議申立人の主張の概要は、次のとおりである。

- (1) 「道路等の管理及び処分に関する事務処理要領」及び「沿道土地家屋所有者等及び町内会長等の同意書の取扱い」において、農業協同組合の長が同意者となれる根拠は示されていない。
- (2) 異議申立ては、生産組合名簿を明らかにすることを求めているものではなく、水路用途廃止に同意した農業協同組合の代表者の氏名等を明らかにするよう求めているものである。農業協同組合の代表者は、公的な存在であり、秘密にすべきものではなく、これを公開しない合理性はない。
- (3) 本件処分の手続において、実施機関は、開示請求承諾通知書（部分開示）を送付せず、また、開示の際に「道路等の管理及び処分に関する事務処理要領」及び「沿道土地家屋所有者等及び町内会長等の同意書の取扱い」の存在、これらの規定に基づいて用途廃止処分を行った旨の説明はせず、これは、市民に不信感を抱かせる対応であった。

## 4 実施機関の主張要旨

平成14年9月25日付け及び平成15年12月4日付け処分理由説明書並びに同年11月28日実施の事情説明聴取によれば、実施機関の主張の概要は、次のとおりである。

- (1) 水路敷地の処分については、「道路等の管理及び処分に関する事務処理要

領」及び「沿道土地家屋所有者等及び町内会長等の同意書の取扱い」の規定に基づき、水路の用途廃止についての水利権者の意思を尊重するため、地域の水利権者の任意団体である生産組合の長にその同意を求めている。

また、当該地域に生産組合が存在しない場合は、生産組合の上位団体である農業協同組合の長を水路用途廃止の同意者としているものである。

ところで、各水路の関係生産者等の情報は、農業協同組合が生産組合名簿として管理しており、実施機関においてはこの名簿の提出を受けて用途廃止同意者の確認をし、財産処分事務の適正な処理を行っている。

- (2) 名簿の提出に際しては、農業協同組合から公にしないことを条件として任意に提供してもらっており、名簿情報が公になると生産組合長個人に迷惑がかかることとなり、農業協同組合の事業活動等に支障をきたすため、名称等の情報の保護に十分配慮するよう要望を受けている。

したがって、農業協同組合から要望された事情及び水利権者の任意団体である生産組合の名称等の名簿情報の性質を考慮すると、公にしないことを条件として付すことが合理的であると判断されるため、条例第8条第2号の規定に該当するものである。

- (3) 公にしないことを条件とした名簿情報を公にし、生産組合又は農業協同組合に不当な不利益を生じさせた場合は、その後の名簿の提供が受けられなくなり、これは、水路敷地処分に係る事務事業の適正な執行に著しく支障を及ぼすおそれがあることとなる。

また、この事務事業は、一種の契約、交渉に関するものであり、名簿が入手できないことにより処分の事務事業が滞ることは、市の財産上の利益を害し、申請人からの信用を失墜し、契約、交渉の当事者としての地位を不当に害するものであるため、条例第8条第4号イの規定又は同号本文中の「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するものである。

## 5 審査会の判断

- (1) 異議申立人は、非開示部分のうち用途廃止同意書の非開示部分についてのみ、その開示を求めているので、対象公文書をこの用途廃止同意書に特定して、以下検討することとする。

- (2) 異議申立人の開示請求に対する実施機関の非開示の理由は条例第8条第2号の法人情報及び条例第8条第4号イに該当するということである。

条例第8条第2号は法人その他の団体に関する情報のうち、

ア 公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

については、非開示としている。

- (3) 用途廃止同意書の非開示部分には法人等の住所、法人名及びその代表者名が記載されており、当該法人等の印が押捺されている。

このうち、押捺されている当該法人等の印影については、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの（条例第8条第2号ア）と解されるから、開示しないことには理由がある。

しかしながら、法人等の住所及び法人名はそれのみでは、何ら公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとはなり得ないことから、開示することが相当である。

- (4) 実施機関は、水路の用途廃止については水利権者の同意を求めるところとして、個々具体的な水路の水利権者が誰であるかは実施機関として把握していないところから、農業協同組合から生産組合名簿の提供を受けて水利権者を確定している。この名簿の提出にあたっては、名簿情報が公になると組合長に迷惑がかかり、農業協同組合の事業活動等に支障をきたすため、名簿を公にしないことを条件として任意の提供を受けているとして、条例第8条第2号イの「公にしないとの条件で任意に提供されたもの」で、個人情報保護の観点からもそのような条件が付されていることは合理性があると認められるから、同条項に基づいて開示することが出来ないと主張する。

確かに、実施機関が農業協同組合から提供を受けた生産組合名簿そのものを公開するというものであれば、そもそも個人情報である可能性が高く、「公にしない」という条件を付して提供されたものであるということは十分に合理性のあるところである。

しかしながら、実施機関はこの提供を受けた名簿を、当該水路の水利権者確定のために利用したに過ぎず、そのようにして実施機関において確定した水利権者から用途廃止同意書を徴求しているのであるから、用途廃止同意書の権利者である法人等を開示したことは、名簿そのものを開示したものと同視し得るものではない。のみならず、用途廃止をした水路の権利者が誰であったかとの情報は、それのみでは、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとはなり得ない。

よって、対象公文書の非開示部分については条例第8条第2号イの要件に該当しないから、これを根拠として非開示とすることは出来ない。

- (5) 次に、条例第8条第4号イは「市の契約、交渉、争訟に係る事務に関する情報であって、公にすることにより市の財産上又は当事者としての地位を不当に害するおそれがある」もの（以下「不利益」という。）について非公開としているものである。

本件で実施機関が主張する条例第8条第4号イの「不利益」とは、水路廃止同意が真正なる同意者であるかどうか確認するために生産組合名簿を管理する農業協同組合から名簿に関する情報を公にしないことを条件として名簿提出を受けており、この情報（正確に言えば、名簿から確定された水利権者）を開示することに

より、生産組合や農業協同組合に不当な不利益を生じさせた場合には、今後の水路敷地の処分に係る事務事業の適正な執行に著しく支障を生ずるおそれがあるということである。

しかしながら、廃止される水路の水利権者であることを公表するだけのことが、生産組合や農業協同組合に如何なる不当な不利益を生じさせるというのか、全く明確ではない。したがって、具体的な不利益の発生の蓋然性すら認められず、その主張もない本件において、市の当事者としての地位を不当に害するものとなるとは到底認めがたい。

よって、条例第8条第4号イにも該当するところではない。さらに同じ理由によって条例第8条第4号本文にも該当するところではない。

したがって、実施機関の主張は、法人等の押捺された印影についての非開示部分以外は、いずれも理由がないので、押捺されている印影を除き開示すべきである。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市公文書公開審査会（五十音順）

委員 小林 美智子

委員 鈴木 庸夫

委員 高岡 香

委員 安富 潔